

（午後1時55分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、5番 板橋さん。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）ただ今、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

一般質問は二点あります。

まず、一つ目は、窓口サービス向上についてのお悔やみコーナーの設置について。

お悔やみコーナーとは、市民の方がお亡くなりになられた後に遺族が行わなければならない複数の行政手続きを、窓口の一元化等により遺族の負担を軽減する行政サービスのことです。

親族を亡くして悲しみに暮れる間もなく、遺族が行う手続きは、故人によって異なりますが、多岐にわたることから大きな負担となっています。そのため、以前から、手続きをサポートしてくれる場所があればとの声が上がっていました。特に、最近は核家族化によって高齢者夫妻の世帯も多く、これから、各課を回って手続きをするのが困難な高齢遺族も増えてくると思われます。

そこで、お悔やみコーナーの設置によるワンストップの窓口サービスを本市でも行えないか、そのことについてお伺いいたします。

そして、二つ目ですが、二つ目は、福祉避難所についてです。

地球温暖化によって台風や前線などによる大雨の被害が各地で続いています。先日の九州地方の豪雨でお亡くなりになられた方、また、被災された方、この場をお借りしまして

ご冥福とお見舞いを謹んで申し上げます。

また、東日本大震災以降、各地で地震が多発し、全国的にも南海トラフ対策等、地震が起こるという事態もそんなに遠い話ではないのではという不安がよぎります。

各地でさまざまな防災への取り組みが強化される中、私たち市民は日頃から防災意識を高くして、ハザードマップを活用した災害時の避難体制について事前に知り、災害時には迅速な行動ができるよう備えることが大切です。

特に、災害時の弱者対策の充実が全体の避難の充実につながるという点において、災害時要援護者改め避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語の理解が不自由な外国人等）を受け入れる施設としての福祉避難所の開設と周知が重要であると思います。

本市において、福祉避難所の現状と市民への周知についてお伺いします。

以上、私の壇上からの1回目の質問といたします。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さんの質問項目1、窓口サービス向上についてのお悔やみコーナー設置に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）窓口サービス向上についてのお悔やみコーナーの設置についてお答えします。

はじめに、家族の方などが亡くなられたときには、亡くなられた方の状況により、関係する部署に届け出等をいただく必要があるため、市民課に死亡届を出していただいた際、どのような手続きが必要かを明記した案内を

お渡ししています。

この案内には、国民年金や国民健康保険などの手続きの説明や、必要な書類、担当窓口と電話番号などが掲載してあり、亡くなられた方が該当していたものについて必要な書類をご持参いただき、それぞれの窓口で手続きを行っていただいています。

ご高齢の方などで、手続きの方法や窓口の場所がわかりにくかったりお困りの場合は、職員が寄り添う形でサポートしたり、移動が困難な場合などは職員が来庁者のもとへ出向いたりしています。

それぞれの手続きについては担当者において個別に確認を要するため、ワンストップで全ての方の手続きが可能となるお悔やみコーナーを設けることは難しいと考えています。

本市では関係各課が連携して取り組んでおり、今後も引き続き、来庁者に対して十分サポートしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお祈りいたします。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん、再質問ありますか。

5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）再質問させていただきます。

ただ今、部長のほうから、お悔やみコーナーを設けること自体が難しいというようなお答えがあったと思いますが、まず、お悔やみコーナーというか、市民がお亡くなりになった際の手続きについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

どんな手続きがありますか。それと、その手続きに対しては、どんな種類があって、まず、数を教えてください。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）亡くなられた方によって届け出の内容というのは変わってくるんですけれども、全てお答えしましょうか。

○議長（土井裕美子君）ちょっとお待ちください。まず、議長に諮ってからのお答えをお願いします。

○総務部長（小原秀紀君）一通り説明しましょうか。

○議長（土井裕美子君）お願いいたします。

○総務部長（小原秀紀君）例えば国民健康保険ですと、国民健康保険資格喪失の手続きでありますとか、亡くなられた方に葬祭費をお渡しするような手続きがございます。

それと、国民年金に入られている方ですと、年金の資格喪失届でありますとか、未支給分の請求等の手続きがございます。

それと、後期高齢者医療ですと、同じように喪失の手続きがありましたり、葬祭費の支給等がございます。介護保険でありますと、保険証の返却等がございます。

それと、乳幼児医療、小学生医療の助成を受けられている方は、死亡された方が受給者または対象児童であった場合には届け出が必要というふうなことでございます。

それと、ひとり親家庭でも同じように届け出が必要で、ひとり親家庭医療費受給資格認定申請の手続きが場合によっては必要となる場合がございます。

それと、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、それと、保育園・こども園関係の手続きも必要となります。

それと、障がい福祉でいいますと、手帳の返還でございますとか、あと、いろいろな医療費受給を受けている方については、それぞれの手続きでありますとか、障がい者のサービスの受給者証等の返還手続き等がございます。

それと、特別障がい者手当等の手当関係の手続きでありますとか、あと、固定資産税の関係でいいますと、相続人代理者指定の手続き等が必要となっております。

そのほか、市民税の関係でありますとか、軽自動車の手続き等、そういった手続きが必要となります。

それと、農林振興関係でも、相続等によって森林の土地を取得した方の届けでありますとか、農業者年金の受給の関係でありますとか、市営住宅に入られている方については、そういった関係の手続き等ということで、あと、浄化槽の設置等をされている方はその手続き、そういった諸々の手続きがございます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今、説明いただきましたけれども、たくさんの種類や数があったと思います。そして、それぞれの手続きというのは、それぞれ課が違ってくるというふうに思っております。

それらの、先ほど部長が言っていたものというのは、紙で見られていたかのように思うんですけども、死亡届を出した時点で、どんな手続きが必要かを明記した案内をお渡ししているということですけども、その案内というのはどのような形で、亡くなられた方の遺族のもとには届けられるのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）死亡届の提出の際にお渡ししております。最近ですと、葬儀の業者のほう届けを出す場合が多いので、そういう場合は業者にこういったものを遺族の方にお渡ししてくださいというふうなことでお渡ししておりますし、業者以外の親族の方等が届ける場合も同じようなことでご説明をしております。

それで、葬儀等が終わりましたら手続きに来られる場合があるんですけども、それはこの手続き案内の一番上に市民課というようなことが載っておりますので、市民課へ一番最初に来られる場合が多いので、市民課のほうで亡くなった方の状況をお聞きして、おお

まかな手続き場所等のお知らせをさせていただいている。それに基づいて遺族の方が手続きに回られるというような形になっています。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今、ご説明いただきましたように、まずは市民課に行つてということですね。私も主人が亡くなったというようなこともありますし、主人の母が先日亡くなったんですけども、その際に、亡くなった時点でやっぱり、遺族の方というのは深い悲しみというか、かなり葬儀もばたばたしておりますし、業者の方がそのように死亡届というのを届けていただいて、実際に、私もそんなんですけども、あえて聞きましたけども、こういった市から出されている紙をいただいて、手続きに行くようにということで市役所のほうに行かせていただきました。

その際に感じたことなんですけれども、まず、何もわからないまま行きます。そして、死亡届という形で出しました。年金等に入っていたり介護保険等いろいろ故人によって違うということですけども、そういう形であちらこちら行くわけですけども、最初に届け出をした後、次の課に行つて年金の手続きをします。そうなったときに、また市民課に行つて必要な書類があると。また帰つて申請書を書いて、またそちらへ。そのときにそろわない書類とかもありまして、何度も市役所のほうに足を運んだという記憶がございます。

そのつど、課の方は丁寧に、すごく、この形のように寄り添つてお答えしていただきますし、本当に寄り添つてサポートとかもしていただけるんですけども、やはり、手間というか、何回も同じことをしないとけない。

それやったら、さっき、そのことを知っていたら、市民課のほうで2枚とか3枚とか手続きの書類をそろえることができたのというような場面もありましたし、やはり、亡く

なられた後というのはもう気持ち的にしんどいので、それ自体、力を振り絞って窓口のほうにやってきて、またすぐに、また申請しないといけないということで、かなり負担というか、は感じました。

そして、市民の方々に、やっぱり身内の方が亡くなられた方等に聞きますと、そうよねという共感するような意見がたくさんございました。

そうそうこういう死亡に関する届け出というのはたくさんあるものではないので、逆にいうと、不慣れで、そのときに戸惑うことがたくさんあります。名前一つ書くのもなかなか高齢者になってくるとしんどいことがたくさんあると思います。

その際、今は現実、スムーズにいつている、困難を押して、手続きをしないといけないからということで進んでいることではあると思うんですけども、高齢者等が手続きに行く場合に、1回で、例えば名前とか氏名とか亡くなった人とかというのを書いて、共通するようなものというのは、割といろいろ、不動産があったりとかということでもたいろいろ違ってくかとは思いますが、一番基本的な、亡くなったときに届けるやつと、除籍みたいなこととかと、あと年金とかそういうものには皆さん入っておられると思いますので、そういうもう、コンパクトに、税金の問題とかもありますけども、そういうことだけでも重複しているものを簡素化するというような形でのお悔やみコーナーというのを設けていただけるというようなことはできないのかなというふうに思って質問させていただいたんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）手続きについてはできるだけ、共通部分でありますとか必要な

書類について何度も何度もほかの課に足を運ばなくてよいように、そういった形のご案内というのはさせていただいておるつもりなんですけども、そういった、議員ご指摘されたようなケースもあるかとは思いますが。

ただ、質問にもありますように、さっきも答弁させていただきまされたけれども、ワンストップ的なもので、お悔やみコーナーで、そこで完結するというのはなかなか今の状況では対応が難しいというふうには考えておりません。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）いっぺんに手続きがワンストップでできるというようなことはなかなか難しいというところだったんですけども、どういう点で難しいのかというようなところをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）亡くなられた方によって必要な手続きが違いますし、必要な書類も違うということで、亡くなられた方によってはかなり複雑で、担当者が直接、個別のシステムを見ながらご案内するというようなケースもありますので、1人の職員がそれを全て対応できるというのがやっぱり困難ということになっております。そういうことで、現時点では難しいというふうな答弁となってまいります。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）まず、最初の質問で、お悔やみコーナーという形でワンストップということをおっしゃっていただいたんですけども、橋本市のほうでは、お悔やみコーナーという認識について、どのように捉えられて、お悔やみコーナーというのを受け取っていただけたのかということ、多分調べてはいただいたかと思うんですけども、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）ご質問がございましたので、お悔やみコーナーをやっている市に問い合わせを行いました。

それによりますと、お悔やみコーナーという窓口を設けまして、そこに専属の職員を配置しているようです。それで、死亡届が出されますと、届け出が必要な関係各課のほうにその情報が行くというようなことで、その方に必要な書類を事前に調べるような取り組みをしているようです。

実際に、お悔やみコーナーのほうに来られた場合には、共通項目というふうなところで、そこに記入をしていただくと、それがエクセルか何かで共通な部分について、他の届け出も記入が不要で、そこでリンクしているような形で書類ができるというようなことで、それを持って関係する課のほうに手続きに行かれるというような、そういうふうなことでやっているというようなことは聞かせていただきました。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）橋本市においてはそういった、エクセル等で一括というか一覧表みたいな形で管理するというようなことは、そういったことの導入というのは難しいのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）その様式というかエクセルで組んだやつを見させていただいたんですけども、それが本市でできるかどうかについてはまだ検証しておりませんので、それが対応できるかどうかについては、関係各課に依頼して検証等はさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。まず検証していただけるということで、大変

ありがたく思います。

私も調べさせていただいたんですけども、私が調べたのは大分県別府市のことでありまして、お悔やみコーナーをいち早く4年前に導入されたということで、大変、ネット上とかでも喜ばれているということでありまして、私自身も、なぜそれ喜ばれるのかというようなことを自分なりに考えていますには、やっぱり出生届とかというのは未来があるようなことでありますし、皆喜んで届け出をするようなわけだと思うんです。

ところが、死亡というのは、生まれたら必ず死亡する、亡くなるということは、人間であつたら当然のことだとは思いますが、亡くなるということに関して、やっぱり、かなりの心労というか、大変な気持ちというのを持ったまま来庁するわけで、そこでそういう本当に、簡素化される、1回書いたら、ある程度、たくさんある中の半分でもその数が減るということは、かなり助かることやなということで、皆さん喜んでいただけるような施策だというふうに認識しております。

橋本市において、いうたら、すごい建物を建ててくれとか、建物の構造を、ワンストップ化するために建て替えてもらって、中で銀行の受付みたいに職員が動いて、その場で全部解決というようなことは望んではいないです。自分の頭で考えましても、福祉センターと本庁というのは離れていますし、水道の続きとかも別で行わないといけないというようなこともわかっておりますが、そういった面の、そういうシステムというか、エクセルで人の情報を管理してもらって、ある程度、基本的な路線を、コストはそんなにかからないというふうには、私も他市の先進市のほうのものをを見せてもらって思っていますので、財政難でもありますし、やはりそういったところで、職員の皆さんの知恵と工夫で簡素化

できるというようなメリットがあるかと思えます。

高齢者とか、だんだん人が増えてきて、死ぬ方も増えてくるというふうに予測されますので、今のうちにちょっとでもそういうシステムをぱっと簡素化していただくということを、今から取り組んでいただいたら、早い形で実現、お悔やみコーナー1みたいな感じで実現する日が近いのではないかなというふうに希望を持たせていただきました。

まず、そのシステム等を視察等されるとか、別府市の近くの中津市では、そういう一般質問があった後に施設を視察されて、その1年後にはもうそういう形で、お悔やみコーナーという形で開設されたというようなことが載っております。

橋本市の職員の皆さんはもう実力のあらわれる方ばかりですので、本当に知恵を振り絞っていただいて、お金をかけずにそういう形で実現できるように、市民を元気づけていただけましたらありがたいと思いますので、ぜひご検討、それから、ご検証していただいて、実現へと結びつけていただけましたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、福祉避難所に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）福祉避難所についてお答えします。

まず、本市における福祉避難所の現状ですが、現在、設備、体制の整った社会福祉法人施設等の13施設を福祉避難所として協定を締結し、指定しています。内訳は、社会福祉法人施設が12施設、小学校が1施設となっています。

大規模災害発生時において、被災された方々はまず市内に43箇所指定されている小学校等の体育館や地区公民館などの拠点避難所、いわゆる一次避難所に避難することになっています。一次避難所において、高齢者や障がい者など一般の避難所生活で支障を来す避難行動要支援者がいる場合、必要に応じて、障がい特性によって特別な配慮がなされた二次避難所、すなわち福祉避難所へ移動していただくこととなります。

福祉避難所の開設にあたっては、災害の規模、各拠点避難所での対象者の把握、福祉避難所までの経路の安全確認、福祉避難所となる施設の被災状況の確認、並びに、福祉避難所として指定した場合に施設本来の業務や地域での役割など運営体制に混乱が生じるおそれがないかなどを確認し、施設管理者や施設職員との協力確認等の協議を行い、状況を総合的に判断した上で福祉避難所設置を決定し、市災害対策本部より県へ設置の報告を行うことで福祉避難所の開設となります。

平常時は入所者がいる民間の福祉施設であるため、市民への周知をすることで特別な配慮を必要としない避難者が避難し、本来配慮を必要とする方が避難できなくなることが考えられますので、市民への積極的な周知は今のところ行っていません。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん、再質問ありますか。

5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

まず、福祉避難所のことなんですけれども、ここに防災マップというのがあります。これは8月の末ぐらいに全戸配布されたN T Tのタウンページです。その中身を開いていただきまして、マップが載っているところがあります。それをモニターに映させていただきます

す。

ちょっと見にくいかもしれないんですけども、これ、最初、伊都郡のほうのマップになっています。岩出市、紀の川市、橋本市、伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町ということで、この紀北近辺のマップが載ってございます。

まず、最初に注目していただきたいところは、これ岩出市から始まっているんですけども、ここの部分で、避難所を兼ねる避難場所が赤で、主な福祉避難所が、これ多分、紫色で、指定緊急避難所ということで青い部分が載ってございます。

まず、岩出市からなんですけれども、岩出市ではまず、総合福祉センターというところが真ん中のほうにあるんですけども、そこが福祉避難所になっています。これが公の、市の建物で、あとは紀泉地区、全部でトータル、また帰って見ていただいたらいいんですけど、公民館と併用した形で、あとの残り七つは。1個は福祉センター、残りの七つが公民館ということで載っています。それが岩出市です。

紀の川市、次、マップなんですけれども、紀の川市では貴志川の生涯学習センターで、打田の保健福祉センター、それとあと、打田中学校ということで、その三つが福祉避難所で乗っています。

続きまして、橋本市なんですけれども、橋本市には記載はございません。

その他、続いて、かつらぎ町では、かつらぎ町地域福祉センターが避難所になっています。1箇所です。

九度山町では九度山中央公民館が福祉避難所になっています。

最後、高野町は特別養護老人ホーム南山苑と、これは多分、民間だと思んですけども、あと、高野町保健福祉センター、富貴高齢者生活福祉センター、富貴児童館ということで

4箇所、福祉避難所が載っています。

ということで、橋本市に福祉避難所の開設がないということで、まずこれを見た方が、特に障がい者のお子さまを持つ方であったりとかそういう方たちが、あれ、ないということで、ちょっと気にされて、ちょっと不安に思われているというようなところの声をお聞きしました。

私も考えますに、やっぱり安心というか、他の市や町が載せてくださっているにもかかわらず、橋本市だけ何でないのかなという、そういった疑問が湧きまして、今回、福祉避難所についてちょっと調べさせていただいたんですけども、そのときに、以前から、特に東日本大震災の年からこの福祉避難所については何度か議会のほうでも質問をされていまして、そのたびに、そういうマニュアル等をつくるとか名簿をつくるとかということで、どんどんと進んできたような状況があったように思います。

最終は平成28年3月議会で最終的に福祉避難所をPRというか周知していただくというような形で、前向きに考えていただいているような答弁が載っておりましたので、実際どういうふうな形で載っていないのかなということで質問をさせていただきました。

なぜ、このマップの上に載っていないのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）以前からこの福祉避難所についてはご質問いただいて、検討もしてきたんですけども、先ほど答弁でも言わせていただいたように、本市においてというか全国的にも、福祉避難所については二次避難所ということで、橋本市の場合はまず一次避難所に避難していただきます。

このタウンページにはまだ載っていないんですけども、多分この4月からやと思うんで

すけれども、橋本市内の地区公民館全てを拠点避難場所として指定させていただいて、まずは、橋本市の場合、学文路小学校とかも開設するんですけれども、地区公民館をまず開設させていただきます。それで、その中でも高齢者の方とか支援の必要な方も来られるんですけれども、その場合は、公民館をあけてあるということで、必要であれば別の部屋で、しっかりした支援をまずしていくと。

長期にわたって開設が必要な場合、その方がどうしても体力的に難しくなってきた場合は、これも答弁で言わせていただいたんですけれども、二次避難所ということで、13施設指定してありますので、そこと連絡をとって、その人らの受け入れが十分できるという条件があれば、そちらのほうへ移ってもらうというふうな、マニュアルも今つくってありますので、まずは一次避難所の公民館を中心に移っていただくということで考えていますので。

それと、これも答弁でも言わせていただいたように、13施設をもし公表した場合、施設運営の混乱とかが出てきますので、今のところはタウンページの避難所マップには掲載していないという状況になっております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）公民館を指定避難場所にということで、その点はありがたいなというふうに。別室で見ていただけるというようなことで、その点はすごくありがたいなというふうに思いました。

ですが、福祉避難所の対象になる方、さまざまいらっしゃると思うんですけれども、そのための避難行動要支援者の名簿みたいなものも以前からずっとつくっていただいているということで、以前、平成28年3月には2,080名という方の申請があったということで、そのたびにそれを更新していった、こういった

非常時に活用させていただくというような答弁が載ってございましたが、その後、その名簿のほうは増えているんでしょうか。名簿の人数ですけれども。申請者は増えたんでしょうか、福祉の。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）私どものほうでは、避難行動要支援者名簿という名前ではなくて、現在はいわゆる要配慮者というような名簿で管理をしているんですけれども、今のところ、私どもが把握しているのは1,700人程度というふうに把握をしております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）1,700人という数の方が自己申請されているということで、その自己申請されている方というのは、身体に障がいがある方、精神障がいの方、さまざまな方がいらっしゃると思うんですけれども、その名簿の方が今現在、ちょっと重度の方なんかは、今、13の施設におけるその方たちの受け入れの収容人数、その中で、重度の方には限られていると思うんですけれども、受け入れは十分やっつけられるんでしょうか。そこらあたりは多分、心配されているようなところかなと思いますので、その点ちょっとお答えください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）13施設の受け入れ体制のことと思うんですけれども、13施設のうち12施設が障がい者の方とか、介護施設にもなりますので、そういうふうなところの十分な、介護施設とかでするので、その辺を受けられるような体制をとって12施設プラス1施設を指定させていただいてあります。

今、資料がないんですけれども、この12施設と1個は小学校なんですけれども、この施設合計で約330人程度の受け入れが可能ということで調査は行っております。全体で2,000人近



くおられるということで、全員が来られた場合はなかなか受け入れは難しいんですけども、当初の大規模災害時の受け入れとしては330人ですけども、ある程度の収容は可能かなと思っております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）その330人の方が重度であっても受け入れが可能であるということなんですけれども、それは、特に重度の障がいのある方はそのことは周知されているのでしょうか。周知というか、ご存じなんでしょうか。二次的にそこの施設に行けるよというようなことはわかっていらっしゃるのでしょうか。その点をお答えください。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）障がいの重度の方というのは従来からこの施設を利用しておりますので、もし家でおられて災害があって、何らかの形で避難場所でも難しいという場合はこういう施設があるというのは、重度の方については周知できていると思っております。

それと、先ほども言いましたように、重度の方が最初からこの施設へ行くということではなしに、こちらにも連絡を受けた場合、一次避難所にまずは移っていただいて、そこでこういう重度な方が来られた場合は、橋本市の場合でも保健師とかいろいろな専門的知識を持った方もおられますので、そういう方らがその方にまずはついて、それが長期になれば13施設のほうへ移ってもらう形になると思います。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今、部長のお話ですと、その施設に通っておられる方ということで、その施設の方がわかっておられるような重度ということかとは思いますが、重度であっても通っておられない方であったり、

特にパニック障がいとかそういう精神的な方がいらっしゃると思いますよ。

その方が例えば、公民館のそういう横へちょっと分けていただいたようなところで避難されたとしても、やっぱりそういう緊急時というのは特に情緒的に不安定になりがちですし、本人は多分わからないかもわからないんですけども、やっぱりご家族の方というのはすごく気を使われると思います。

私たち、例えば子どもが小さい、赤ちゃんであって、体育館等で泣いたりということで迷惑がかかるなということもすごく気を使います。特に日本人は気を使うと思います。日頃はやっぱり自分のうちがあって、そこでリラックスできるんでしょうけれども、そういった緊急時というのはやっぱり騒いでもあったりというようなことで、なってみないとわからないと言われるかもわからないんですけども、やっぱりそうなったときにどうしようというようなことを日頃からご家族の方はいろいろ考えておられると思います。この避難所がないということで心配になったというのもその一つだと思います。

避難所がもしもいっぱいあったらとか、そういう場合に出ていかなあかんかったらどうしようということで、こういう話を聞いたんですけども、自分のお宅では重度の障がいを持っておられる方がいまして、その方は日頃からそうなった場合に備えて大型の車を持っておられて、そこで何日間かの間は耐えられるようにテントを購入したりということで、できるだけ人に迷惑をかけないようにという配慮をされています。

特に、障がい者であったり、体の不自由、弱い立場の方は、特に自分からはなかなか言い出せないということが現状だと思うんです。そういう点において、公の、公的な場所、特に場所として、いろんな条件はあるかとは思

うんですけれども、そういった条件の場所を公で一つであれば、そこがあるんやな、一旦、もしものときはそこへ行って、相談させてもらうなり、そこからまた施設を紹介していただけるなりということで、自分の拠点の指定の場所が不十分ということではないんですけれども、やっぱり地域の方等がいらっしゃいますし、まず気を使って遠慮されるという方もいるということを考えていただいて、公の場所でそういった場所は現在考えておられないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほども言いましたように、市全体をカバーできるということで地区公民館があると思います。岩出市なんかも拠点避難場所兼福祉避難場所ということで指定してあると思います。

ただ、こういうふうに公にした場合、福祉避難所に人が集中した場合、どうしても市の職員の動員というのがかかってきますので、余計にしっかりしたケアができないということで、本市の場合はそういうところを指定していない状況にあります。

例えば、大きい市でしたら、健康福祉センターなり障がい支援センターなりを何個か持っている場合は、そのうちの一つを福祉避難所と指定してある自治体もあるみたいですが、本市の場合はセンターが一つしかないということと、そこで事業も行っている、一般の市の業務をやっているということで、指定はしておりません。

将来的には、今言いましたように、市の職員の体制が、そこで福祉避難場所として開設したときにしっかりした体制をそこへ持っていけるということであれば、市全域にある地区公民館を福祉避難場所として指定していく可能性はあると思うんですけれども、現時点では、今、43箇所ですか、その避難場所の避難

従事者だけでも2名ずつ配置して90名近い職員がもうそこへ行くというのが決まっていますので、なかなか福祉避難場所を指定して開設した場合、そこへ市の職員がすぐに行ける体制が今のところ整っていない以上は、なかなか公民館等を福祉避難場所として今時点で指定するのは難しいと考えています。

ただ、同じようなことになりますけれども、可能性があるとすれば地区公民館かなと思いますので、その辺は危機管理室とも十分協議した上で、その辺については検討していきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今のお話ですと、地区公民館が一番、公の場所としては濃厚ということで、現時点ではまだまだそこまでは行けないということでしょうか。

それで、そこは、さっきのマップの話に戻るんですけれども、もしもそれが、公民館が福祉避難所に使えるよという、その条件が整うよという形になった場合、こういった防災マップ等には掲載していただいて、名簿上で上がっているとか入所施設に通っておられない方等の高齢者の方であったり、実際にそういう福祉の重度でない微妙な位置にある人もそのことを自覚できるというか、知ってちょっと安心できるというようなことは大丈夫でしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）この防災マップですけども、これ多分、3月現在ですかね。だから、先ほども言いましたように、4月からは地区公民館も拠点避難場所として橋本市のほうは指定してありますので、次の、もしこのタウンページがあるんですしたら、必ず地区公民館は拠点避難場所としては載ってくると思います。

ただ、福祉避難場所として載せるかどうか

については、今後の検討課題とさせていただきます。と思っています。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）危機管理室のほうに、福祉課の管轄ではなくなるのかと思うんですけども、公民館に一次避難という形で、そういう体の不自由な方であったり赤ちゃんを連れてくるお母さんであったり妊婦さんであったり避難してきた場合に、きちっと受け入れられるような体制というかは考えて、配慮というのは考えておられるのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）基本的に、福祉避難所の開設を必要とするケースというのは、本市でいえば、風水害もございますけども、やはり、ある一定規模より大きな地震等の災害で、基本的に避難生活が長期にわたる場合、強いられる場合ということだと思います。

今、地区公民館という話も出ましたけども、地区公民館以外でも福祉避難所として指定することはあり得るところの中で、今、地区公民館の話が出ましたけども、私どもとしましては、一時的な避難場所として、そういう避難行動要支援者に配慮したような福祉的なそういうコーナーを設けて、例えば間仕切りをするとか、あるいは、そういう部屋があるのであれば、そちらのほうへ移っていただくとか、そういった一時的な配慮というのは避難所運営の中で考えてございます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

そのことに関して、そういうコーナーが設けられているということをお聞きして、少し安心いたしました。実際にそういう避難のマニュアルと、それから自治会とかそういう自主防災の組織の方たちもその点をご存じでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）今現在、橋本市のほうで橋本市の避難所運営マニュアルというのを作成してございます。今年度から自主防災会、それから、自治会の役員であるとか地域の方々に寄っていただいて、その中で有事が起きた際のいわゆる配置計画、そういったところもこのマニュアルの中に規定しておりますので、これから自主防災会をはじめ市民の皆さまと協働してそのあたりは進めたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）配置計画の中にそういうコーナーが設けられているということで、本当にありがたいなと思います。実際にそういった地震が来ないということが一番ベストではあるかと思いますが、来ないとは限りませんので、そのための備えを今現在、皆さんが力の限りやっけていただいているというふうに思います。

現場はやっぱり、障がい者の方であったり高齢者の方であったりする方たちが遠慮せず集っていただけるような環境づくりに今後とも努めていただきまして、そして、もう少し発展していただいて、福祉センターと、いろいろ財政の面も人的な面もあるでしょうけれども、先ほど部長がおっしゃったように、そういうところの体制を一日も早く整えていただいて、公に、本当に困っておられる方にだけでもちゃんとした周知を行えるような方法、ただし書きをつけるとか、一気に集中して困ることがないように何か対策等も考えていただいて、そういう方たちへの配慮を最優先にさせていただきますことが、今後の防災の意識を高めるということにもつながっていくと思いますので、どうか、さらに福祉の避難所がマップ上に1箇所でも載せられるような日が来ることを期待しておりますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君） 5番 板橋さんの一  
般質問は終わりました。

この際、午後 3 時 5 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 53 分 休憩）